

第 3 章

認知症施策推進計画

1 計画策定の背景と位置づけ

1 策定の背景

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加しています。令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況にあります。

国では、こうした認知症の人の増加を見据え、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、平成27（2015）年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）、令和元（2019）年6月には「認知症施策推進大綱」を策定し、総合的な取組を進めてきました。

認知症は誰もがなり得る身近なものであり、認知症の人が増加する中、認知症になってからも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる社会づくりが求められています。こうした中、令和6（2024）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法という。）が施行され、「新しい認知症観」が示されました。新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。認知症の人を含めた一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現が目指されています。

また、認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他密接な関係を有する者（以下、家族等という。）に対する支援の必要性もうたわれています。認知症の人を支える家族等もまた、身体的・精神的な負担や孤立感を抱えやすいため、本人への支援と一体となって家族等への適切な支援が行われ、本人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる環境を整えることが基本理念として掲げられています。

「誰もが認知症になり得る、自分ごととして考える時代」を打ち出したことを受け、国は令和6（2024）年12月に「認知症施策推進基本計画」を策定し、本人の声を起点とした取組を進めています。

認知症と共に生きる人を権利の主体として、その基本的人権を認知症の人及び社会全体として確保・実現するという考え方を根幹とする、国が策定した基本法及び基本計画に基づき、本市においても「認知症といきるまち」に向け、認知症施策をさらに総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

【本人の声を起点にした「認知症といきるまち」】

本人ミーティングでは、「認知症に様々な段階（グラデーション）があることを知って欲しい」「私達の思いを発信しやすい社会にしてほしい」という声が上がりました。こうした声を受け、本計画では、そのグラデーションを認め合い、本人の声を大切にしながら、本人も家族等も地域の人も誰もが自分らしく暮らし、互いにつながり合う「認知症といきるまち」のキャッチフレーズを掲げ、共生社会の実現を目指します。

※認知症当事者の希望により、本計画では認知症当事者のことを「本人」と表記します。

2 これまでの取組

- 認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・活用
- イベントや講演会を通じた普及啓発
- 初期集中支援チームによる早期対応
- 認知症地域支援推進員による相談支援
- 認知症サポーターの養成
- 認知症サポーターステップアップ研修の開催
- 認知症カフェ（オレンジカフェ）や介護者家族会の開催
- 本人ミーティングの開催
- ロバ隊長づくり等の居場所支援
- ひとり歩き対策支援
- 通いの場を通じた社会参加支援
- チームオレンジへの支援

3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」と、共生社会の実現を推進するための第13条に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定し、高齢者福祉施策、介護保険事業、および認知症施策を一体的に推進するものです。

また、本計画は「第6次入間市総合計画」の方向性や市の関連計画、ならびに県の計画との整合性を踏まえて策定します。

2 入間市の認知症に関する状況

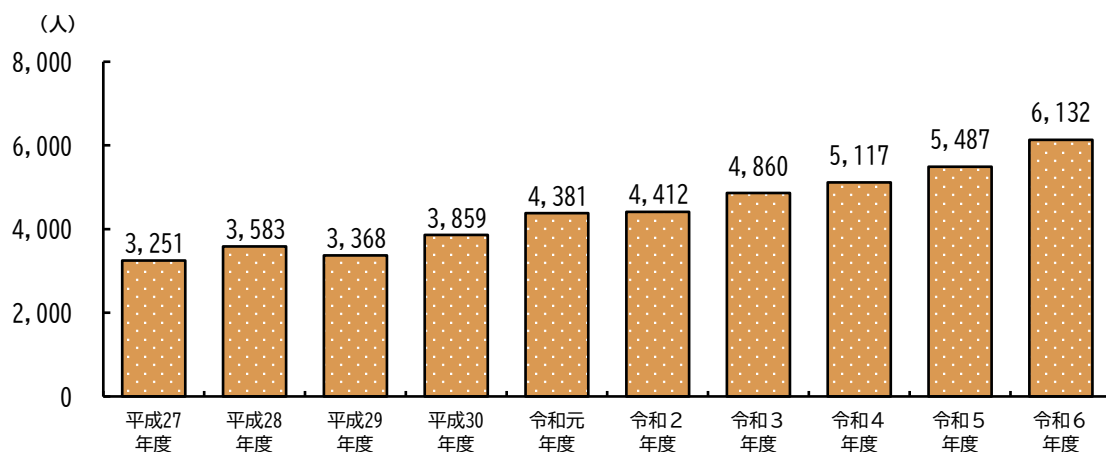
1 認知症高齢者の現状

(1) 認知症高齢者数

本市の認知症高齢者数は増加傾向にあり、令和6年度では6,132人と、平成27年度から2,881人増加しています。

また、全国の年齢階級別の有病率をみると、認知症有病率は年齢が上がるほど高くなり、90歳以上では50.3%となります。軽度認知障害（MCI）有病率は、85～89歳まで年齢が上がるほど高くなりますが、90歳以上では減少します。

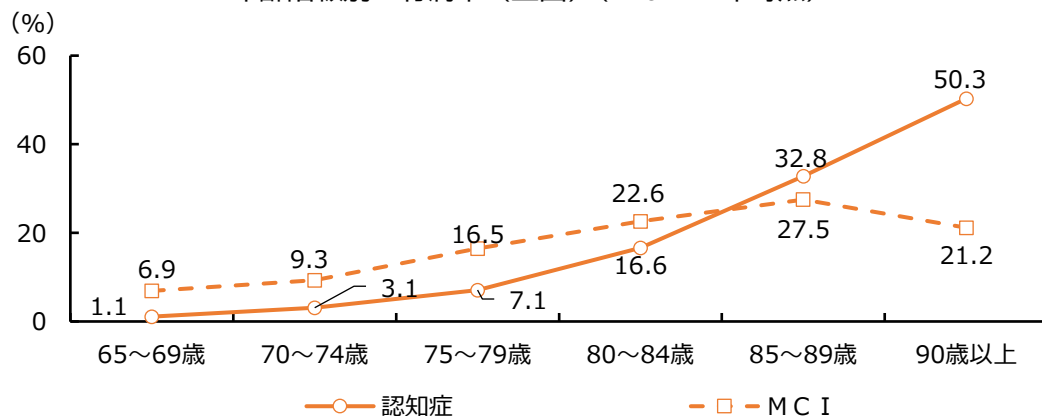
認知症高齢者数の推移



※日常生活自立度（Ⅱ以上）を対象とした認知症高齢者数

資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末現在）

年齢階級別の有病率（全国）（2022年時点）



資料：認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

共生社会の実現のために、市民の皆様の認知症について感じていることを確認し、より良い認知症施策につなげるため、市民、認知症当事者、介護者家族を対象に令和8年1月～3月に実施しました。

調査対象者	回答数
市民	550件
認知症当事者	22件
介護者家族	70件

(2) 調査結果の概要

○ 認知症へのイメージ

市民の71.8%が「認知症になりたくない」、71.6%が「自分もなるかもしれない」と回答しており、70.4%が「身近な問題」と捉えています。市民の多くは不安やマイナスイメージを抱えていることが伺えます。

○ 本人の意思尊重と社会参加の推進について

当事者の68.2%が「診断後も希望を持って暮らしている」と回答する一方で、「自分の思いが尊重されている」と感じる当事者は50.0%にとどまり、31.8%が「思わない」と回答しています。また、市民の側も「認知症の方の意思が尊重され生活できている」と思う割合は34.0%と低い状況です。

○ 地域のつながりと家族支援について

当事者の68.2%、市民の81.1%が「大切な人に打ち明けることができる」と回答しており、身近な関係性は構築されつつあります。しかし、介護者家族の45.7%が「介護と仕事の両立や離職の不安がある」と回答しています。

○ 医療・介護・相談体制の充実

市民が安心して暮らすために必要なこととして、「相談できる窓口」（71.6%）、「受診できる医療機関の機能強化」（63.8%）が挙げられました。また、当事者の中で「希望に沿った保健医療福祉サービスを受けられている」と感じる割合は54.6%となっています。

3 これまでの取り組みとアンケート調査から見えてきた課題

本計画の策定にあたっては、これまでの施策の検証や市民・当事者等を対象としたアンケート調査の実施に加え、認知症の人やその家族等、認知症地域支援推進員、チームオレンジとの意見交換を重ねてきました。

特に、本計画で抽出された課題の多くは、「本人の声」を出発点としています。「日々の暮らしの中で何に困り、どんな支援を求めているのか」という本人の思いを中心に、認知症地域支援推進員やチームオレンジの視点も交えながら、多角的に現状を見つめ直しました。そうした対話と調査の結果から見えてきた、本市が直面する具体的な課題は以下のとおりです。

- 新しい認知症観の普及や、正しく理解し合う環境づくりが求められている。
- 本人の声を聴く機会が少ない。
- 本人の「やりたい」が地域活動や社会参加に十分につながっていない。
- 認知症の症状には、軽度から重度まで様々な段階（グラデーション）があることへの理解が必要である。
- 介護者の負担にも、戸惑いの時期から受容まで様々な段階があり、環境の違いによっても負担感が異なる。
- 声をあげられない介護者が存在している。
- 認知症と言っても周囲に理解してもらえない。
- 身近な相談窓口の周知が必要である。
- 専門医等の医療資源が不足している。
- 医療・介護と地域活動の接続のさらなる強化が必要である。
- 若年性認知症への理解や資源が不足している。

計画の基本的な枠組み

基本方針

国の「認知症基本法」における8つの基本的施策の要素をふまえ、本市では以下の「3つの基本施策」を掲げます。新しい認知症観を取り入れた施策を推進することで「認知症といきるまち」の実現を目指します。

【認知症基本法8つの柱】	【入間市の3つの基本施策】
①認知症の人に関する国民の理解の増進等 ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ③認知症の人の社会参加の機会の確保等 ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 ⑥相談体制の整備 ⑦研究等の推進等 ⑧認知症の予防等	基本施策1 認知症を知り、ともに生きる地域をつくる (1) 認知症の人に関する市民の理解の増進等 (2) 認知症の予防等 基本施策2 本人の思いを尊重し、安心して暮らせる仕組みをつくる (1) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 (2) 認知症の人の社会参加の機会の確保等 基本施策3 必要な支援につながり、暮らしを支える体制をつくる (1) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 (3) 相談体制の整備

基本的な考え方

認知症基本法等の趣旨を踏まえ、本計画では、誰もが自分らしく暮らし、ともに地域をつくっていく共生社会の実現を目指します。新しい認知症観に立ち、本人の声を起点に、地域の強みや既存の取組をいかした地域づくりを進めます。さらに、福祉・介護分野にとどまらず、教育や企業、防災など多様な主体と連携し、誰もが尊厳を持って暮らし続けるまちづくりを推進します。

3 認知症施策の展開

基本施策1 認知症を知り、ともに生きる地域をつくる

(1) 認知症の人に関する市民の理解の増進等

～知る・考える・理解する・行動する～

① 学校教育、社会教育等における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進

認知症を正しく知っていただくため、啓発活動の他、認知症サポーター養成講座の開催及び充実を図ります。

具体的な取組	担当課
認知症基本法で示された『新しい認知症観』の普及啓発を行い、認知症を自分ごととして捉える意識の醸成を図ります。	高齢者支援課
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族等を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、充実を目指します。 (1) 義務教育中に一度は認知症サポーター養成講座を受講できるよう働きかけます。 (2) 地域や地元企業、医療機関において、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターを増やしていきます。 (3) 庁内全体での認知症の理解を高めます。	高齢者支援課 学校教育課 人事課
オレンジガーデニングプロジェクトを通じ、企業や学校、地域を巻き込んだ認知症の普及啓発活動を実施します。	高齢者支援課 社会教育課 地域振興課 学校教育課 商工観光課
認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）の機会を捉えて、認知症に関する普及啓発イベントを開催し、地域への啓発をします。	高齢者支援課
図書館と連携し、認知症の本を集めたブックフェアを行います。	高齢者支援課 図書館
広く市民に普及啓発を行い、理解をしていただくための講演会を開催します。	高齢者支援課
認知症等によりひとり歩きをする高齢者を見かけたときに、優しく声をかけ誰もが暮らしやすいまちになるよう「声かけ運動」の実施を支援します。	高齢者支援課

- ② 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた活動の展開
本人が思いや意見を発信しやすい環境を整備していきます。

具体的な取組	担当課
本人の体験や声を直接聴く講座を開催します。	高齢者支援課
本人やオレンジ大使の声をSNSやホームページ等で発信していきます。	高齢者支援課

(2) 認知症の予防等

～認知症を自分ごととして正しく理解し、備える時代へ～

① 健康づくりや介護予防の充実

認知症の予防とは、認知症にならないのではなく、発症または進行を遅らせることです。様々な事業を通じて、健康づくりや介護予防の充実を目指します。

具体的な取組	担当課
通所型サービスB、地域のサロン、一般介護予防事業等を活用し、地域での社会参加と健康づくりにつなげます。	高齢者支援課
フレイル予防や生活習慣病予防について広く周知します。	高齢者支援課 国保医療課 地域保健課

基本施策2 本人の思いを尊重し、安心して暮らせる仕組みをつくる

(1) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

～心もバリアフリー 安心して暮らしたい～

① 生活支援体制の整備

認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等を行います。

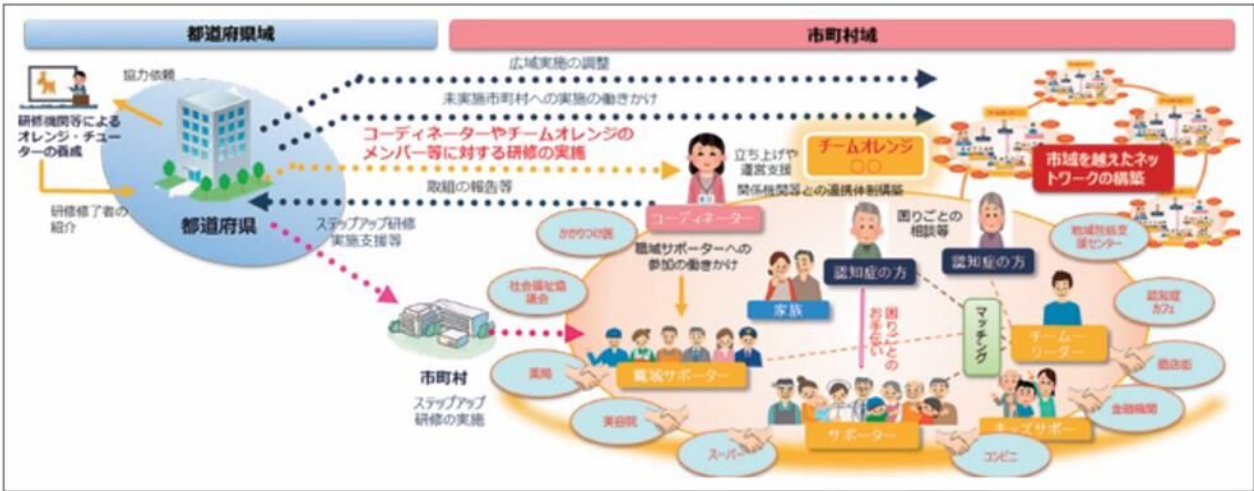
具体的な取組	担当課
認知症サポーターの養成を推進するとともに、チームオレンジなど、地域の実情に応じて、実際に認知症の人やその家族等の手助けとなる活動につながる環境の整備を推進します。	高齢者支援課
地域住民の相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的・重層的に行うことにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図ります。	高齢者支援課 福祉総務課
災害時においても、認知症の人が孤立することなく、可能な限り自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な取組を推進します。	高齢者支援課 市民安全課
地域課題について協議体で話し合い、暮らしやすい地域づくりを行います。	高齢者支援課

② チームオレンジへの支援

診断直後の「空白期間」における孤立を防ぎ、住み慣れた地域でこれまでの暮らしを続けられるよう、インフォーマルな支え合いの仕組みであるチームオレンジの活動を支援します。国や県が推進する趣旨を踏まえ、本市においても以下の取組を推進します。

事業名称	事業概要
地域包括支援センターにオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの活動を支援します。	高齢者支援課
チームオレンジを「地域のハブ」として位置づけ、本人や家族等を起点とした人と資源のネットワークづくりを支援します。また、本人が「支援される人」ではなく「地域をともに作る一員」として対等な関係を構築できるよう、その活動基盤を支えます。	高齢者支援課
認知症サポーターステップアップ研修を開催し、本人を含むチームオレンジのメンバーを増やし、活動の充実を図ります。	高齢者支援課

国では、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、オレンジコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族等の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーター（認知症サポーターステップアップ研修受講者等）を中心とした支援者をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」の整備を推進しています。また、埼玉県においても、認知症の人や家族等の困りごとを把握し継続して支援できる体制づくりとして位置づけており、「支援する人・される人」の関係を越え、本人や家族等もチームの一員となって「本人が活躍できる、居心地が良い・安心できる場」をつくる支え合いの地域共生社会を目指しています。



資料：厚生労働省「チームオレンジの取組の推進」

(2) 認知症の人の社会参加の機会の確保等

～行きたいと思える場所づくり～

① 認知症の人自らの経験の共有と社会参加の推進

認知症の人が診断後早い段階で認知症当事者に出会い、その経験に触れられるようピアサポート活動等を推進するとともに、社会参加を推進します。

具体的な取組	担当課
地域包括支援センターに認知症地域支援推進員・オレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジや地域のネットワークや活動を支援します。	高齢者支援課
認知症カフェ（オレンジカフェ）を展開し、本人とその家族等、地域住民、専門職が集う場を支援します。	高齢者支援課
本人が参加しやすいボランティア活動（ロバ隊長づくり等）の展開を通じて、自然な居場所づくりを行います。	高齢者支援課
本人ミーティングを開催することで、本人同士が思いを共有し、その声を地域づくりに活かすとともに、安心して過ごせるつながりの場を創出します。	高齢者支援課
介護者家族会や介護予防教室を開催し、引きこもりがちな本人や家族等の支援、負担軽減、孤立防止を図ります。	高齢者支援課
認知症地域支援推進員・オレンジコーディネーターを中心に、本人やその家族等をチームオレンジへつなぐ支援を行います。	高齢者支援課

② 若年性認知症への支援

若年性認知症への支援を行います。

具体的な取組	担当課
若年性認知症の相談窓口の周知を行います。	高齢者支援課 障害者支援課
本人の希望に応じた就労やボランティア、地域活動等への伴走支援を、地域包括支援センターや若年性認知症支援コーディネーターと行います。	高齢者支援課 障害者支援課

基本施策3 必要な支援につながり、暮らしを支える体制をつくる

(1) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

～私のことは私が決める～

① 認知症の人の意思決定支援および権利擁護

認知症の人や家族等に対する意思決定支援の重要性の理解増進を図るとともに、意思決定の支援を行います。

具体的な取組	担当課
看取り・人生の最終段階における意思決定支援ができるよう、人生会議（ACP）について広く周知します。	高齢者支援課
成年後見制度の活用、金銭管理支援（あんしんサポートネット等）、消費者被害防止、虐待防止を目指します。	高齢者支援課 福祉総務課 消費生活センター

(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

～頼りになるサポート体制～

① 医療・介護との連携

医療や介護分野との連携を図ります。

具体的な取組	担当課
認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族等に対して、早期に適切な医療・介護サービス、家族支援が受けられるように認知症専門医、保健師、社会福祉士などの専門職で構成されている「認知症初期集中支援チーム」が包括的、集中的に関わり、自立した生活が送れるようサポートします。	高齢者支援課
「認知症初期集中支援チーム」の支援が、医療、介護等に携わる関係機関の連携のもと推進されるよう、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」にて検討します。	高齢者支援課
かかりつけ医、認知症疾患医療センター、介護サービス、ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携します。	高齢者支援課
認知症等によりひとり歩きをした際にも、早期に身元が確認できる体制を整備します。	高齢者支援課

(3) 相談体制の整備等

～相談できるところを知ろう～

① 身近な相談体制の充実

認知症の人の状況等に配慮し、総合的に対応できる体制を整備します。

具体的な取組	担当課
地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを広く周知していきます。また、認知症の人やその家族等が専門的な相談が受けられ、適切な支援に繋がるよう関係機関と連携します。	高齢者支援課 障害者支援課 生活支援課
本人や家族等の声を反映した「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」の活用と普及を行います。	高齢者支援課
埼玉県が設置している「若年性認知症に関する相談窓口」について、埼玉県と連携しながら周知します。	高齢者支援課

(4) 評価指標

活動指標

指標	内容	現状値	目標
認知症サポーター養成講座の累計受講者数	認知症サポーター養成講座受講者数から、認知症支援体制の充実度を判断します。	16,363人 (令和7年度末)	累計受講者数 20,000人 (令和11年までに)
本人の「やりたい」が地域活動等で実現した件数	本人の「やりたい」が地域活動等で実現した件数から、本人の声を発信しやすい環境の整備状況や認知症への理解の深まりを判断します。	1件 (令和7年度)	5件 (令和11年までに)
認知症サポーターステップアップ研修を新たに受講した人の数	認知症サポーターステップアップ研修受講者数から、認知症に関わる地域活動への関心度を判断します。	12人 (令和7年度)	40人 (令和11年までに)

成果指標

指標	内容	現状値	目標
認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合	認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合から、認知症支援体制の充実度を判断します。	24.4% ニーズ調査 問10(2)	26.0% (令和11年)